

重度訪問介護を吉川市障害福祉サービス支給決定基準を超えて支給する場合における支給量基準

【目的】

吉川市障害福祉サービス支給決定基準（平成18年吉川市告示第185号）では、国庫負担基準を超える支給決定をする際は、吉川市障害者介護給付審査会の意見を聴くことと定めている。近年、重度訪問介護を利用して在宅で生活する身体障がい者が増加しており、本市でも、国庫負担基準を超える支給量を希望する申請を想定し、必要な基準を定めるものである。

よって当基準は、重度訪問介護を支給決定基準を超えて支給する必要のある障がい者本人の状態や、本人の置かれた家庭環境等から、現に必要と見込まれる時間数を設定するための基準である。

【この基準を適用する対象者】

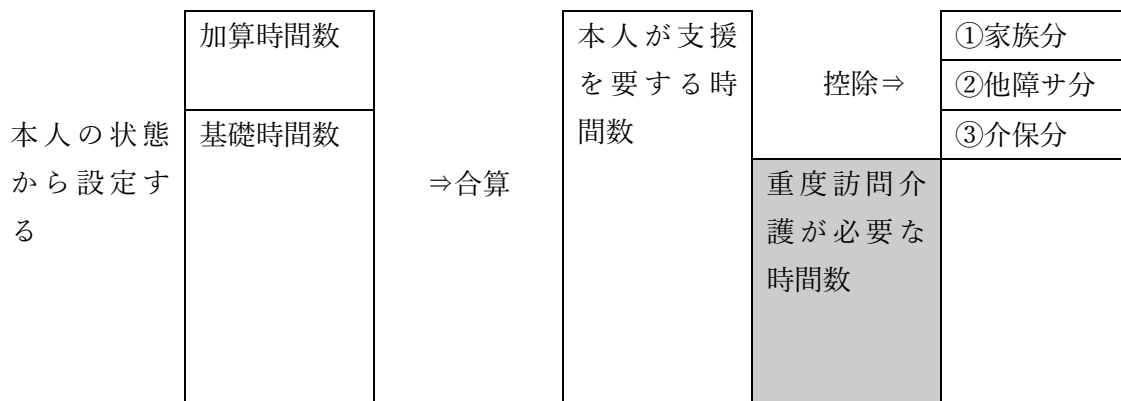
この基準を適用する対象者は、身体障害者手帳を取得し、障害支援区分6の決定を受け、単身又は家族との同居で在宅生活している又は病院からの退院等で在宅生活が始まる予定で（サービス付高齢者住宅等の共同生活型は在宅に含まない）、今後も本人が在宅生活を明確に希望する者であって、治療を継続しても基本的には身体状況が改善に向かう可能性が極めて低い病状等の者である。

【設定の手順】

- (1) 本人の身体状況等を評価して、「基礎時間数」を設定。その他、個別事情を加味した「加算時間数」を合算し、「本人が支援を要する時間数」を設定する。
- (2) 設定した「本人が支援を要する時間数」から、次の①から③に掲げる時間数を控除した時間数が「重度訪問介護が必要な時間数」とする。

- ①同居家族等による介護の時間数
- ②通所や他の訪問支援に係る時間数
- ③介護保険給付に係る時間数

(イメージ図)



I 本人が支援を要する時間数の設定

I-1 「本人が支援を要する時間数」の設定の手順

「本人が支援を要する時間数」を設定する手順は次のとおり。

- ①本人の身体状況や医療的ケア状況を評価して、本人の状態を確認する。
- ②本人の状態から、一日あたりに支援が必要と見込まれる時間数を設定する。これを「基礎時間数」と呼ぶ。
- ③「基礎時間数」がカバーしていない時間帯で支援が必要になる個別具体的な事情がある場合、それを勘案して、妥当な時間数を設定する。これを「加算時間数」と呼ぶ。
- ④それぞれ設定した「基礎時間数」と「加算時間数」を、以下のとおり計算し、「本人が支援を要する時間数」を設定する。

$\text{基礎時間数} \times 31\text{日} + \text{加算時間数} \times \text{個別の事情を勘案する一月あたりの日数}$ $= \text{本人が支援を要する時間数}$
--

I-2 本人の状態の確認

次の項目の評価をもとに、状態の確認を行う。

- (1) 人工呼吸器（レスピレーター）の必要の有無。

評価の考え方

医師等の指導により人工呼吸器を使用している者については、介護者による機器の操作や設定確認等が必要になるほか、機器の故障や停電等により正常に作動しない場合には、アンビューバッグを用いて人力による呼吸管理が必要になる。そのため、人工呼吸器を使用している時間帯においては、介護者が常に状態を確認し、緊急時には人力による呼吸管理が行える環境を整備する必要がある。

具体的な確認方法

- ①（障害福祉サービスに係る）医師意見書の「4. 特別な医療」のうち、レスピレーターにチェックがされていれば、必要と判断する。
- ②人工呼吸器を使用する時間帯については、医師意見書に記載があればそれを参考とし、ない場合には家族等からの聞き取りにより確認する。（また、家族等から聞き取った内容に疑義がある場合には、医師等の医療関係者の意見を聞き、妥当性を確認する必要があることに留意すること。）

- (2) 自力での除圧動作の可否。

評価の考え方

自力で除圧動作ができない者については、褥瘡予防のために介護者による体位交換等が必要になる。褥瘡の予防に有効な体位交換の頻度は、基本的に2時間以内の間隔とされている。（褥瘡予防・管理ガイドライン／日本褥瘡学会）そのため、自力で除圧動作ができず、褥瘡発生のリスクが高い者に対しては、支援の提供に2時間以上間隔が空かない環境を整

備し、本人の体位交換を行う必要がある。

具体的な確認方法

- ①認定調査項目で「寝返り」の項目が、「全面的支援」は、自力での除圧ができないとし、「見守り支援」又は「支援不要」のいずれかならば、自力での除圧ができると判断する。
- ②「部分的支援」については、基本的にはできない、と判断するが、認定調査票の特記事項等の内容及び必要に応じて本人、家族等からの聞き取りを行い判断することとする。（「寝返り」の項目の「部分的支援」は、本人の身体に触れる支援が必要な場合であるため。）

I-3 一日あたりに支援が必要と見込まれる時間数（基礎時間数）の設定

(1) 基礎時間数の基本的な考え方

「この基準を適用する対象者」に掲げる状態にある者は、介護者による朝2時間、昼3時間、夕方3時間、夜2時間の見守りを含む支援が必要と考え、起床中の支援10時間を設定する。

人工呼吸器を使用し、かつ使用している時間帯に介護をしなければ真に生命の危機に瀕する者には、機器の監視を含む支援が必要と考え、常時使用が必要な者は24時間、就寝時の呼吸が弱く就寝時のみ使用が必要な者は就寝時の支援8時間を設定する。

自力で除圧動作ができず、褥瘡発生のリスクが高い者は、褥瘡予防の観点から朝昼夕夜の起床中の支援に加えて、就寝時も介護者による体位交換の支援が必要と考え、就寝時の支援8時間を設定する。

(2) 基礎時間数

上記I-2で確認した状態と、支援が必要と見込まれる時間数との関係は、別紙のとおり。

I-4 個別事情を加味し加える時間数（加算時間数）の設定

(1) 基本的な考え方

原則として、本人の生命維持のために必要な支援の時間であって、現に支援の必要性が発生している事情のみを対象とする。

特定の時期にだけ想定される事情等は対象外とする。

(2) 想定される例

次の例示にあげる事情については、それぞれに掲げる時間数を設定する。

- ①自力で排痰ができず、常時排痰補助装置（一般的にはカフアシスト）を装着していることで機器の監視が必要となり、機械的に排痰ができない状態になった時にはカテーテルによる介護者による吸引が必要である。

→基礎時間数以外のすべての時間を加算

- ②けいれん、てんかん発作又は著明な不随意運動があり、それらは常に発生するリスクがあ

って、発生した場合には本人が意識を喪失したり、呼吸が停止するなど生命の維持に危険がある状態にある。

→基礎時間数以外のすべての時間を加算

II 控除する時間数の確認

II-1 家族支援が見込まれる時間数の控除

(1) 基本的な考え方

同居家族の生活状況や体力（年齢や性別から相応の評価をすることも含む）等の評価し、当該家族にとって過度な負担でないと市が考える内容の介護については、家族支援の提供を見込み、「本人が支援を要する時間数」から控除する。

重度訪問介護のヘルパーと家族とが同時に介護を提供する状況も想定されるところであるが、ヘルパーの介護時間帯において家族は少なくとも見守り等の介護から離れることが可能であると考えられることから、同時介護の可能性のあることだけをもって家族支援分の時間数を設定しないことはできない。

(2) 家族にとって過度な負担でないと市が考える内容の介護

次の表に掲げる内容の介護は、基本的には、家族支援が受けられると見込む。

介助内容	1日あたりの時間数 (目安)	備考
移乗・衣服の着替え	朝と夕の30分ずつ 計1時間	車いす等とベッドの移乗 介助
洗濯	朝と夕の30分ずつ 計1時間	干す・畳む等の一連の作業
食事の提供・介助	朝、昼、夕の30分ずつ 計1時間30分	胃ろう含む
痰吸引 自動吸引器の監視・見守り	午前、午後の1時間ずつ 計2時間	痰吸引の指導を受けた家 族による介助
人工呼吸器の監視・見守り	家族が在宅にいる時間数	監視・見守りのみの支援時 間帯がある場合
体位交換	家族による体位交換が可 能な時間数	自動体位交換エアマット を使用しているか等を勘 案して時間数を算定する

※家庭環境はそれぞれ異なるため、当該家族の生活状況を聞き取りした上で、状況を勘案して時間数を設定する。

II-2 通所、入所及び他の訪問型支援に係る時間数の控除

(1) 基本的な考え方

重度訪問介護以外の訪問型支援の時間数については、重度訪問介護と同等の支援が受けられると見込まれる場合、「本人が支援を要する時間数」からの控除対象とする。

デイサービス等の通所による支援又はレスパイト入院等の入所による支援の時間数については、当該通所等が本人等の希望に沿ったものであって、施設において重度訪問介護と同等の支援が受けられると見込まれる場合、控除対象とする。

訪問看護を受ける時間帯については、看護師のみで問題なく支援が提供されていると判断したときに限り、控除対象とする。

(2) 重度訪問介護以外の訪問型支援及び施設型支援の例

次の例示に掲げる重度訪問介護以外の訪問型支援や施設型支援は、基本的には、重度訪問介護と同等の支援が受けられると見込み、それぞれの時間数を控除する。

① (訪問型) 訪問入浴

1回あたり1時間を見込み、基本的には支給決定回数分を控除する。(夏季についても月5回とする。)

② (施設型) 医療機関のデイケア等、宿泊を伴わない施設利用

1回あたり、3時間程度を見込むが、家族及び利用予定施設の職員等からの聞き取りにより時間数を設定し、控除する。

③ (施設型) 定期的なレスパイト入院等、宿泊を伴う施設利用

2泊3日であれば、1日目と3日目にそれぞれ8時間、2日目に24時間を控除する。

II-3 介護保険で給付されている重度訪問介護と同等の給付の時間数の控除

介護給付のケアプラン等を確認し、介護保険で給付される重度訪問介護と同等の給付の時間数を控除する。介護保険の申請をしないことだけを理由にして、申請すれば支給が見込まれる介護保険給付の時間数を控除しないこと。

(別紙)

基礎時間数の設定

○=支援を要する時間

	人工呼吸器24時間管理	人工呼吸器就寝時のみ管理	呼吸器なしで除圧不可	呼吸器なしで除圧可能
0時～6時	○	○就寝呼吸器	○就寝体交	
～7時	○	○朝ケア	○朝ケア	○朝ケア
～8時	○	○朝ケア	○朝ケア	○朝ケア
～9時	○			
～10時	○			
～11時	○	○昼ケア	○昼ケア	○昼ケア
～12時	○	○昼ケア	○昼ケア	○昼ケア
～13時	○	○昼ケア	○昼ケア	○昼ケア
～14時	○			
～15時	○			
～16時	○	○夕方ケア	○夕方ケア	○夕方ケア
～17時	○	○夕方ケア	○夕方ケア	○夕方ケア
～18時	○	○夕方ケア	○夕方ケア	○夕方ケア
～19時	○			
～20時	○			
～21時	○	○夜ケア	○夜ケア	○夜ケア
～22時	○	○夜ケア	○夜ケア	○夜ケア
～23時	○	○就寝呼吸器	○就寝体交	
～0時	○	○就寝呼吸器	○就寝体交	
時間数	日 24 時間 月 744 時間	日 18 時間 月 558 時間	日 18 時間 月 558 時間	日 10 時間 月 310 時間